

# 一般社団法人大阪自動車学校協会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人大阪自動車学校協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を大阪府門真市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は会員相互の緊密な連絡協調により優秀なる自動車運転者の養成並びに交通道德の振作高揚に積極的に貢献し、併せて関係当局に協力し以て社会公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 交通道德の高揚
- (2) 会員に対する講習会並びに指導員の教育
- (3) 自動車運転教習方法の研究調査並びに指導員の教育
- (4) 図書その他の編集発行及び施設教材等の研究並びに合同調達
- (5) 関係官庁並びに関係諸団体との連絡協調
- (6) 優良会員並びに交通功労者の表彰
- (7) 自動車学校、教習所の運営全般に関する研究調査
- (8) 大阪府知事から委託を受けて行う証紙の売捌き業務
- (9) 環境保全の普及、啓発に係る事業
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(会員の種別)

第5条 本協会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 大阪府公安委員会の指定を受けた自動車学校又は教習所を代表する者で、本協会の事業に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 本協会に功労があった者又は学識経験者で理事会において推薦された者で、

本協会の事業に賛同して入会した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法」という。）上の社員とする。

（正会員の資格の取得）

第6条 本協会の正会員になろうとする者は、理事会で定める入会金を添えて理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、入会金及び総会において別に定める会費、臨時会費及び賦課金を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名及び権利停止）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名又は会員の権利を停止することができる。

- (1) 会員の義務を果たさず又はこの定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名又は会員の権利を停止すべき正当な理由があるとき。

2 前項の決議を行う場合は、当該決議をする総会の日の7日前までに当該会員に対してその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 会員が退会したとき及び除名された場合のほか、正会員にあっては次のいずれかに、特別会員にあっては第2号又は第4号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 正会員が代表する自動車学校又は教習所がその事業を廃止し、又は大阪府公安委員会の指定を取消されたとき。
- (4) 当該会員が死亡したとき。
- (5) 自動車学校又は教習所の代表でなくなったとき。

2 前項第4号及び第5号の場合において、当該自動車学校又は教習所の新しい代表者が入会しようとするときは、第6条の手続きによる。ただし、入会金及び会費は、当該自動車学校又は教習所の前の代表者であった正会員の既納分を継承することができる。

（権利の喪失）

第11条 会員が退会したとき及び除名された場合又は前条の規定によりその会員資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員が退会したとき及び除名された場合又はその会員資格を喪失しても、既納の入会金、会費、臨時会費及びその他の賦課金は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名及び権利停止
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費、臨時会費及び賦課金の額と徴収の方法
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。ただし、代理人は正会員に限るものとする。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印するものとする。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上13名以内
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の若干名を副会長とし、これらの者以外の1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般社団・財団法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

(役員責任の免除)

第28条 本協会は、一般社団・財団法人第111条第1項の賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般社団・財団法人第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として

理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び参与)

第29条 本協会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は理事会の推挙により会長が委嘱する。ただしその委嘱期間は2年とする。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ総会及び理事会に出席して意見を開陳できる。
- 4 参与は本協会の事業に参加するほか会長の諮問に応じ総会及び理事会に出席して意見を開陳できる。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 顧問又は参与の推挙及び解嘱
- (5) 総会に提出する議案の決定
- (6) 総会で委任された事項の決定
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 専門委員会

第36条 本協会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、本協会の運営に関する重要事項のうち特定の専門事項について理事会の諮問をうけて審議し、理事会に報告する。

3 専門委員会の委員は、正会員及び正会員が属する自動車学校又は教習所において経営者的地位にあるものの中から、理事会において選任し、又は解任する。

4 専門委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

## 第8章 会計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の承認を受けた書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第41条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第42条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事 務 局

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第11章 公 告 の 方 法

第45条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 雑 則

第46条 この定款について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。



- 2 本協会の最初の会長は、高士雅次とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。